

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) ニチレキグループの経営理念

- 当社グループは、「道」創りを通して社会に貢献するため、
- ・優れた機能とコストを満足する道路舗装材料ならびに工法の提供
 - ・国民の共有資産である「道」をいつも見守る高度なコンサルティング
 - ・顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、株主をはじめ幅広い顧客の皆様から信頼される「道」創りにくなくてはならない収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのあるグループであることを経営理念としています。また、当社グループの経営の根幹には、「種を播き、水をやり、花を咲かせて実らせる」という「種播き精神」が生きています。たゆみない努力の積み重ねによって絶えず新しい仕事を創造していくことは、当社グループの企業文化そのものであるとともに、グループ一人ひとりの行動の指針となっています。当社グループでは、「種播き精神」と経営理念をあわせて「企業理念」と位置づけています。

(2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは、次のとおりです。

- a. 当社では、すべての経営計画は上記の企業理念を基本として遂行されています。そのため、当社は、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整え、不断に点検を行って充実を図ることで、経営の健全性、透明性と効率性を追求してまいります。
- b. 当社では、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役によって構成される取締役会が迅速かつ確かな意思決定と取締役の職務執行の監督を行うとともに、監査役が公正かつ客観的な独立の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の監視機能を十分働かせる体制をとっています。当社は、このような体制が経営の健全性と効率性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しています。
- c. 現在、当社の取締役会は、6名の業務執行取締役と、業務執行には携わらない4名の社外取締役によって組織され、4名の監査役(うち社外監査役2名)が出席して必要に応じて意見を述べる体制としており、経営の健全性を確保しています。社外取締役には、会社経営全般にわたって高い知見と幅広い見識を有する複数名を配置することで、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実を図っています。また、監査役については、当社業務に精通した常勤監査役と各専門分野における豊富な経験と高い識見を有する社外監査役が、当社の会計監査人(監査法人)と内部統制・内部監査の担当部署である監査室と連携しながら、取締役や執行役員等の職務執行状況のほか会社の財産の状況等を厳正に監査しています。当社は、社外取締役と社外監査役が必要な情報を得てその役割を果たすことができるよう、社外役員に対する情報提供等の支援体制を整えるとともに、適宜代表取締役等と会合を持ち、経営課題の共有化や意見交換を行える体制をとっています。
- d. 当社は、ステークホルダーに当社グループの経営状況を正しく理解していただくため、経営の透明性を高め、適時適切な情報開示を行うとともに、決算短信等の法定開示に加え、統合報告書による任意開示も積極的に行い、財務・非財務情報について、わかりやすく、正確に開示するよう努めています。
- e. 当社は、法令等を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、内部統制システムを整備し適切に運用するとともに、その継続的改善に努めています。また、内部通報制度については、通報および相談窓口として「ホットライン」を開設し、当社グループの役員、従業員および退職者から直接、通報および相談を受け付ける体制をとっています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【補充原則 1-2-4】(電子行使および招集通知の英訳)

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が高まってきたことを踏まえ、株主総会の招集通知の英訳を行うとともに、プライム市場上場会社に求められている議決権電子行使プラットフォームを導入しています。

【原則 1-4】(政策保有株式)

当社は、政策保有株式の保有については、取引関係の維持・強化が主な目的であり、その目的に照らしてそれぞれの取引状況や株価の状況等を総合的に勘案のうえ、中長期的な観点から保有を継続するかどうかを判断し対処していくことにしています。検証の結果、保有の妥当性が認められない株式については縮減を進めています。

また、取締役会では毎年、個別の政策保有株式についてその保有に伴う便益やリスク、取引状況、将来の見通し等を報告し、その経済合理性を点検するとともに、中長期的な保有の意義を確認しています。政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の企業価値向上につながるか、当社の株式保有の意義が損なわれることはないかを精査し判断のうえ、行っています。

【原則 1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役および子会社等、関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引について取締役会の承認を得ることにしています。

【補充原則2-4-1】(中核人材の多様性)

当社は、中長期的な企業価値向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、ダイバーシティ&インクルージョンの推進や、人材育成に向けた制度づくりを実施しています。これらの具体的な取組みについては、統合報告書(ニチレキグループ統合レポート、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。)にて開示しています。統合報告書でも表明している通り、当社は、人材の多様性を認め、能力を最大限発揮できる職場環境の整備に力を入れていく方針であり、従業員の時間外労働時間の削減や有給休暇取得率の向上等に取り組むとともに、女性従業員数の増加等、人材の多様性確保を図ってまいります。

ニチレキグループ統合レポート https://www.nichireki.co.jp/investors/integrated_report

【原則 2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、確定給付企業年金を有しており、その運用は外部の金融機関に委託し、定期的に報告を受けています。財務担当役員を議長とする資産運用委員会において運用状況のモニタリングを行い、運用実績のほか投資方針、リスク管理等を含む総合的な評価を継続的に実施しています。また、必要に応じ資産配分や運用委託先の見直しの検討を行うなど、その内容は定期的に事業主に報告されることになっています。なお、当該委員会の委員には、財務部門、人事部門の適切な人材を選定しています。

【原則 3-1】(情報開示の充実)

(1) 企業理念、経営戦略・経営計画

a. 企業理念

本報告書の「の1「基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

b. 経営戦略・経営計画

当社は、2021年度～2025年度を実行期間とする中期経営計画『しなやか2025』～組織レジリエンスの高い企業へ～を策定しました。迅速かつ的確な意思決定のもと、本計画を着実に実行することにより、様々な環境変化に対して組織一丸となってしなやかに対応し、持続可能な企業グループへと成長していきます。詳細については、当社ホームページにIR情報として開示していますので、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

IR情報 <https://www.nichireki.co.jp/investors/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書の「の1「基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、本報告書の「の1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役報酬関係】(報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容)に記載していますので、ご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会・監査役会を構成する員数や候補者のバランスを考慮することを方針としています。その指名に当たっては、客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問委員会として独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会で審議し、その答申をもとに取締役会で決定することとしています。なお、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしています。取締役・監査役を解任すべき事情が生じた場合には、必要に応じて指名報酬委員会での審議を経て、取締役会で決議した上で、辞任勧告を行い、または株主総会に解任議案を提出することとしています。

(5) 取締役・監査役候補の指名についての説明

当社は、「株主総会招集通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の略歴を記載しています。また、役員人事に係る開示情報には、役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役・監査役候補の指名についての説明を行っています。

【補充原則3-1-2】(開示書類の英文化)

当社は、決算短信、決算説明資料、統合報告書(ニチレキグループ統合レポート)、最新情報等を英訳し、プライム市場上場会社に求められている英語での情報の開示・提供を行っています。

【補充原則3-1-3】(サステナビリティの取組みの開示)

当社は、創業100年(2043年)将来ビジョン「『道』創りを通して全てのステークホルダーに安心を届ける」を定め、ESGの視点をさらに高めた事業展開と経営を行うことで、持続可能な組織への成長と持続可能な社会の実現を目指しています。サステナビリティについての当社の具体的な取組みについては、プライム市場上場会社に求められているTCFDフレームワークに基づく開示を含め、統合報告書(ニチレキグループ統合レポート、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。)にて開示しています。

ニチレキグループ統合レポート https://www.nichireki.co.jp/investors/integrated_report

【補充原則 4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項に加え、経営上重要と考えられる事項について、「取締役会規則」において具体的に取締役会の決議事項として定めています。これら以外の事項に係る意思決定については、業務執行取締役に委任しています。

【原則 4-8】(独立社外取締役の選任)

当社では、事業内容・規模等を総合的に勘案し、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を4名選任しています。これは、プライム市場上場会社に求められている水準である取締役の3分の1(10名中4名)にあたります。

【原則 4-9】(独立役員の独立性判断基準)

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しています。

【補充原則4-10-1】(委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等)

当社は、任意の諮問委員会として独立社外取締役を構成員の過半数(6名中4名、過半数はプライム市場上場会社に求められている水準)とする指名報酬委員会を設置しています。当委員会では、取締役会決議に先立って、指名や報酬など重要事項の審議を行うこととし、こうした権能の独立性・客観性の確保を図っています。

【補充原則 4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)

経営環境の変化に対応した機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体として営業・技術・財務経理・人事・法務・ESG等の経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしています。

なお、各取締役のスキルマトリクスは開示しておりませんが、招集通知や有価証券報告書に記載している役職、経歴、選任理由により各取締役の役割、経験、スキル等はご理解いただけるものと考えております。

【補充原則 4-11-2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼務状況など、各候補者がその役割・責任を適切に果たすことができる状況にあることを確認しています。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務状況については、「株主総会招集通知」の参考書類、「有価証券報告書」において、毎年開示を行っています。なお、現在、当社においては、業務執行取締役は他の上場会社の役員は兼務しておらず、取締役の業務に専念する体制になっています。また、常勤監査役も他社の役員は兼務しておらず、監査役の業務に専念する体制となっています。

【補充原則 4-11-3】(取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社取締役会は、取締役10名(うち社外取締役4名)で組織され、監査役4名(うち社外監査役2名)も出席して運営されていますが、経営課題の共有化をはじめ社外役員に対する情報提供等の支援に努めています。また、各取締役・監査役から取締役会の運営に関する意見を適宜聴取し、議論できる体制を構築しています。2022年度には13回の取締役会が開催され、法令、定款および当社取締役会規則に定められた事項が遺漏なく付議されました。取締役会に付議される事項は、原則として経営戦略会議で事前に審議されますが、その審議結果と会議資料は全ての社外役員に報告、配付されています。また、社外役員同士は適宜意見交換を行う機会を持っているほか、社外取締役と監査役との会合も随時開催されています。当社取締役会は、各取締役・監査役からの意見聴取などを踏まえ、重要案件に係る意思決定を迅速かつ適切に行っています。こうしたことから、総合的にみて、取締役会の実効性は確保されていると評価しています。当社では、適宜、取締役会において取り組むべき課題等を議論し、引き続き取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【補充原則 4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、社外取締役および社外監査役に対し、就任の際に、当社グループの企業理念、経営方針、事業活動および組織等に関する説明を行うとともに、就任以降、当社支店・工場等の視察の機会を設けています。また、社内の業務執行取締役および監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務について改めて説明するとともに、必要な知識習得および役割と責任に対する理解を深めるために、外部研修を受講することとしています。その他、取締役・監査役がその役割および責務を果たすうえで必要とする、事業・財務・組織等に関する知識の取得については、都度、機会の提供や費用の支援を行っています。

【原則 5-1】(株主との対話に関する方針)

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、広報部をIR担当部署とし、経営企画部・総務部・財務経理部との連携により、株主や投資家との建設的な対話に取り組んでいます。株主や投資家に対しては、当社の経営方針等について理解を深めていただけるよう、各種の問い合わせに応じるほか、アナリストや機関投資家からのインタビューにも積極的に対応しています。対話の場において株主や投資家から寄せられた意見等については、必要に応じて取締役会への報告を行うこととしています。

なお、インサイダー情報については、インサイダー情報管理に係る社内規程に従って、適切に管理しています。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は、中期経営計画「しなやか2025」において、相応に高い資本効率を維持することを目指し、ROIC(投下資本利益率)8.0%以上、ROA(総資産当期純利益率)6.0%以上を経営数値目標としています。これらの数値目標につきましては、各種投資家アンケートを参照しつつ、CAPM(資本資産価格モデル)等を活用して株主資本コストを把握し、WACC(負債・株式加重平均資本コスト)を資本コストとみなして設定しました。計画期間中は、投資戦略室にて定期的に資本コストの再計算を行い、見直しの必要性の有無等をチェックする体制としています。

当社の中期経営計画「しなやか2025」は、ニチレキグループ統合レポートに掲載しております。下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

ニチレキグループ統合レポート https://www.nichireki.co.jp/investors/integrated_report

【株主との対話の実施状況等】

当社では、株主や投資家との対話の充実を図るため、適宜、個別の問い合わせ等に応じるほか、アナリストや機関投資家への情報提供の場としての決算説明会、個人投資家向けのオンラインセミナーを開催し、当社ウェブサイト(下記の当社ウェブサイトをご参照ください。)やIR支援会社が運営するウェブサイト上で動画や資料を閲覧することができるようになっています。

説明会 https://www.nichireki.co.jp/investors/accounting_report.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,381,300	11.17
光通信株式会社	1,681,600	5.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,184,000	3.91
株式会社みずほ銀行	1,108,607	3.66
ニチレキ取引先持株会	1,108,300	3.66
三井住友信託銀行株式会社	1,100,000	3.63
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	636,200	2.10
公益財団法人池田20世紀美術館	630,000	2.08
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	557,700	1.84
ニチレキ従業員持株会	531,298	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 修	公認会計士											
渋谷 晴子	弁護士											
城處 琢也	弁護士											
福田 美詠子	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 修	○	_____	同氏は、公認会計士および税理士として企業会計、税務における豊富な経験、実績と知見を有しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
渋谷 晴子	○	_____	同氏は、弁護士として会社コンプライアンスをはじめ企業法務に関する専門知識と豊富な経験、実績と知見を有しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
城處 琢也	○	_____	同氏は、弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と実績、および会社経営に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、公正かつ客観的な独立の立場から、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報の適合項目の説明にありますとおり、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。

福田 美詠子	○	——	同氏は、企業の経営およびマーケティング部門に携わった豊富な経験と専門知識を有し、特に経営コンサルタントとして市場調査・分析・戦略策定に高い専門性を有しております。同氏は、これまでの組織マネジメントおよびリサーチ分野における豊富な経験、実績と知見を活かし、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
--------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

-

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、会計監査人が行った監査に関する報告・説明を受けています。また、監査役は会計監査人の監査業務に適宜立ち会い、必要に応じ情報交換、意見交換を行っています。
 監査役は、内部監査の担当部署である監査室と定期的に打ち合わせを行い、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を受けています。また、監査テーマや内部統制システム等について随時情報交換、意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蟹谷 勉	税理士													
川手 典子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蟹谷 勉	○	_____	同氏は、税理士として税務をはじめとした会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しております。公正かつ客観的な独立の立場で、同氏の知見を当社の適正な監査に活かしていただきたいと考えており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
川手 典子	○	_____	同氏は、公認会計士および税理士として会社の財務、会計における豊富な経験、実績と知見を有しております。同氏は、M&A・組織再編を中心に、事業承継コンサルティング・事業再生アドバイザなどの業務にも精通しており、その高い専門性と豊富な経験を一層の適正な監査に活かしたく、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社と社外役員(社外取締役および社外監査役)との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係は上記のとおりであり、各社外役員は一般株主と利益相反が生じるような立場にないことから、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当該業績連動報酬制度については、本報告書の【取締役報酬関係】の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しています。

・役員の報酬等の額

取締役(社外取締役を除く) 9名 261百万円

監査役(社外監査役を除く) 2名 28百万円

社外役員 6名 40百万円

・上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与(賞与を含む。)は45百万円であります。

・期末現在の人数は、取締役12名、監査役4名であります。

・監査報酬 当社の会計監査人である監査法人日本橋事務所に対する報酬

監査契約に基づく監査証明に関わる報酬の金額28百万円

上記事項は、当社第79期事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)に関して開示したものです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において役員報酬について基本方針を定めています。この方針のもと、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月額報酬と賞与により構成されています。月額報酬は基本報酬と業績報酬からなっておりますが、基本報酬は役位ごとの役割や責任の大きさに基づいて支給する固定報酬であり、業績報酬は財務業績および非財務業績の個人別評価により変動する報酬です。賞与は、毎期の業績に応じて支給される業績連動の報酬です。

社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成されています。

監査役の報酬については、常勤・非常勤別の職務内容を勘案して、監査役の協議により決定し、固定報酬のみで構成されています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定しています。指名報酬委員会は独立社外取締役が過半数を占めており、委員長には独立社外取締役が就いています。指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第71回定時株主総会において年額400百万円以内(うち社外取締役年額40百万円以内、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)と決議されています。取締役は第71回定時株主総会終結時点で8名(うち社外取締役2名)、本事業年度末日現在は12名(うち社外取締役4名)です。

監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第70回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されています。監査役は第70回定時株主総会終結時点で4名、本事業年度末日現在も4名です。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結売上高、連結営業利益および連結経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、当社経営計画の推進にあたってグループ全体の業績目標達成度を評価するうえで重視していることによるものです。業績連動報酬等の算定方法については、役位別の基準額を設定し、連結経常利益を軸とした業績指標の目標達成度に応じて上下する方法を採用しており、これに個人別貢献度等を反映させることで総合的に評価しています。

なお、株式を職務執行の対価として交付する制度は採用しておらず、役位ごとに月額報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することを義務づけ、購入した株式のすべてを在任期間中、保有することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の業務のサポートは総務部が担当しており、取締役会および経営戦略会議に付議・報告される案件については、案件内容に応じて適宜事前説明を行っています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要、考え方につきましては、本報告書の の1「基本的な考え方」に記載していますので、以下の補足説明と併せてご参照ください。
- ・取締役会は、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項、法令に定める事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っています。取締役会に上程される事項は、原則として経営戦略会議で事前に審議される体制となっています。
 - ・取締役については、その経営責任を明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる体制を構築するため、任期を1年としています。
 - ・監査役会は、監査役4名で構成され、このうち2名は社外監査役です。取締役会、経営会議には全監査役が出席するほか、経営戦略会議、その他主要会議には常勤監査役が出席し、取締役の業務執行をチェックするとともに、重要な決議書類の閲覧、業務・財産の状況の調査等を通じて厳正な監査を行っています。また、常勤監査役は、その職務遂行上収集した情報を他の監査役と共有するとともに、監査役は必要に応じて社外取締役と情報交換、意見交換ができるようになっています。
 - ・内部監査については監査部が業務ラインから独立した立場で業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価し、その結果について経営者および監査役等に報告するとともに、被監査部署に対しては、課題解決のための助言・指導・是正勧告を行っています。また、監査部は、必要に応じその都度、監査役および会計監査人と情報交換、意見交換を行っています。
 - ・会計監査人には、監査法人日本橋事務所を選任し、監査を受けています。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書の の1「基本的な考え方」の(2)に記載しておりますので、ご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前(法定の1週間前)を目標に早期発送に努めております。
その他	株主総会招集通知を発送日の1週間前より、TDnetおよび当社ウェブサイトに掲載しております。 株主総会招集通知の英訳を実施しています。 本年6月29日開催の定時株主総会では、インターネットによるライブ配信および事後配信を行いました。

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けオンラインセミナー(9月)を開催	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストおよび機関投資家向け決算説明会(5月、11月)を開催	なし
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: https://www.nichireki.co.jp/investors/ IRサイトでは、決算短信等の適時開示情報、有価証券報告書、株主通信、統合報告書(統合レポート)、投資家等向け説明会資料・動画等に加え、招集通知、決議通知、議決権行使結果等の株主総会関係書類を掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「道」創りになくなくてはならない企業グループとして、地球環境の保全と地域生活環境の向上に努め、持続可能な社会の実現に貢献することを環境方針としています。また、重点施策の一つに「顧客の拡大」を掲げて、質と精度の高い課題解決方法を提案し、お客様の要望に応えていくことにしています。 こうした方針のもと、社会的要請の強い環境負荷低減や環境型社会への対応を目指して、長寿命舗装、常温舗装、リサイクル舗装等の材料・工法開発および拡販等に取り組んでいます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項(内部統制システムの基本方針)は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、ニチレキグループのコンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス部を設置するとともに、グループ内規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成して、グループ全社にコンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、通報及び相談窓口としてニチレキグループのネットワークに「ホットライン」を開設して、ニチレキグループの社員から直接、コンプライアンスに係る通報・相談や意見・提案を受け付けることとする。取締役は、ニチレキグループにおいて、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。監査役は、ニチレキグループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。内部監査については、監査部を設置し、ニチレキグループについて、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査部は、必要に応じ、監査役及び会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程その他のグループ内規程または社内規程に従い、適切に保存および管理を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ニチレキグループの損失の危険については、グループ経営管理として、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、ニチレキの担当責任部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、取締役社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、グループ全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニチレキは、グループ経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の経営目標及び予算配分等を定め、グループの協力体制の推進及び業務の効率的な遂行管理を行うものとする。ニチレキは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、適時的確に行われることとする。

5. ニチレキおよび子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ニチレキは、ニチレキグループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ内規程を定める等のグループ運営体制を整備する。また、グループ内規程として定めていない事項についても、グループ会社は、ニチレキが定める社内規程に準拠した社内規程を定めるものとする。

グループ会社は、業務執行に係る重要事項についてニチレキに協議、報告等を行うものとする。ニチレキは、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。

ニチレキからの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、もしくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査部または法務・コンプライアンス部に報告するものとする。監査部または法務・コンプライアンス部は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は、取締役(取締役会)に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門である監査部及び会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また監査役の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から指示を受けた業務については、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。監査役の職務を補助すべき使用人の人事等については、事前に監査役と協議するものとする。

7. ニチレキおよび子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができるものとする。重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができるものとする。取締役及び使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。

ニチレキグループ各社の取締役、使用人及びグループ会社の監査役(以下「役職員」という。)は、ニチレキグループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、ニチレキの担当部署を通じ、または内部通報その他の手段により直接、ニチレキの監査役に報告するものとする。前記に関わらず、ニチレキの監査役はいつでも必要に応じて、ニチレキグループの役職員に対して報告を求めることができるものとする。

ニチレキは、ニチレキの監査役へ報告を行ったニチレキグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をニチレキグループ各社の役職員に周知徹底する。

ニチレキの監査役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、ニチレキの担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものでない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

ニチレキは、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備および運用を行っていくものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

ニチレキは、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないようにするために必要な体制を整備するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアルの整備・充実を図り、それを用いたコンプライアンス研修を当社及びグループ会社の社員に対し実施しております。また、研修プログラムも適宜見直しを行うなど、内部統制の観点からコンプライアンス・ルールの周知徹底に取り組んでおります。改正公益通報者保護法(2022年6月1日施行)に合わせ、「内部通報規程」、「コンプライアンス規程」、「独占禁止法遵守規程」及び「ハラスメント防止規程」をグループ規程として刷新し、コンプライアンス体制の更なる充実を図っております。

2. 情報の保存及び管理体制

取締役会や経営戦略会議で用いられた資料と議事録は、十分な調査に基づき正確に記録・作成され、適切に保存・管理されるよう万全を期しております。2022年8月の取締役会決議により「情報セキュリティ基本方針」を制定し、合わせて「情報管理規程」も改定する等、情報セキュリティ高度化に向けて体制整備を進めております。

情報セキュリティ基本方針

対象

対象となる「情報資産」は、ニチレキグループの事業活動において知り得た情報および保有する全ての情報とします。

適用範囲

ニチレキグループの全ての役職員等に適用し、安全な業務運営と情報資産の保護に努めます。

情報管理体制

ニチレキの取締役会の下に、取締役を「情報管理統括責任者」とし、全部門に展開した情報管理体制を構築します。

グループ内規程類の整備

情報セキュリティを実施運用していくために、情報の取り扱い、情報システムの運用基準、情報システムの開発・導入基準、物理的セキュリティ対策、外部委託基準等を定めたグループ内規程類を整備します。

内部監査の実施

グループ内規程類が適切に運用され、機能していることを検証するために、定期的に内部監査を実施します。

セキュリティリテラシーの向上

役職員等のセキュリティリテラシーを維持・向上するための教育・訓練を継続的に実施します。

環境変化への対応

ニチレキグループの事業領域や取り扱う情報資産、またICT(情報通信技術)環境の変化に柔軟に対応し、情報セキュリティ管理のルールや仕組みを見直していきます。

3. リスク管理体制

財務、法務、災害等のリスクマネジメント状況については、関連規程に基づき社長及び取締役会への報告を行っております。2023年3月の取締役会決議により「事業リスク管理委員会」を設置し、ニチレキグループが直面する可能性がある様々なリスクに対する管理体制の強化を図っております。

4. 効率的な職務執行体制

当事業年度は取締役会を13回、経営戦略会議を21回開催し、重要事項について審議・決定したほか、各部門を担当する取締役等から業務執行について報告を受けております。

取締役並びに執行役員の選任、取締役の個人別の報酬等の内容については、指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会で審議し、取締役会で決定しております。指名報酬委員会は独立社外取締役が過半数を占めており、委員長には独立社外取締役が就いております。当事業年度は、指名報酬委員会を3回開催しております。

5. グループ管理体制

グループ経営管理規程に基づき、グループ会社に対し監査、経営指導を行っております。重要事項についてはグループ会社から報告を受け、または協議により事前承認を行っております。

6. 監査役監査体制

監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けるほか、適宜、会計監査人及び内部監査部門である監査部から監査状況を聴取しております。

社外監査役を含め、監査役は、全ての取締役会に出席し、経営会議にも出席しております。また、常勤監査役は全ての経営戦略会議に出席しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

2. 整備状況

反社会的勢力対策規程を制定し組織の責任者を定めるとともに、具体的な対応方法等について周知徹底を図り、適切に対処できる体制を整えています。

その他

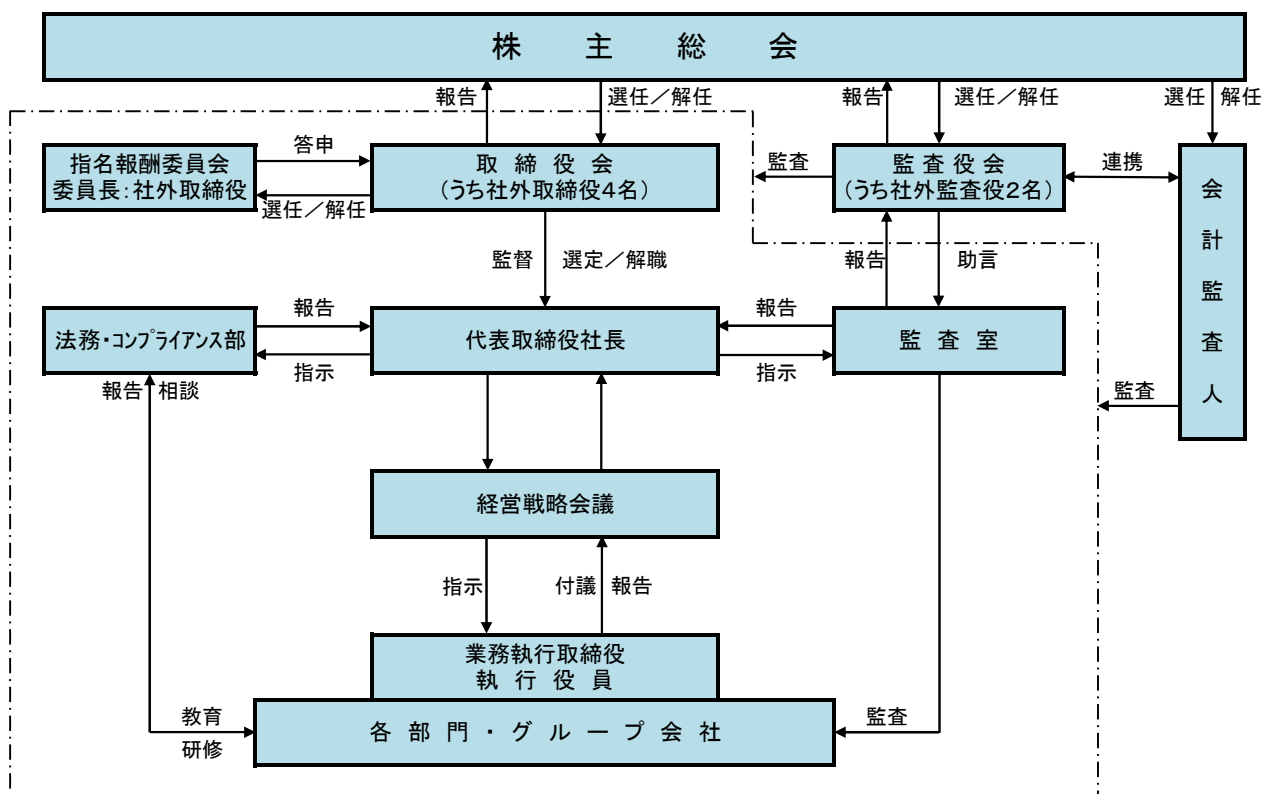
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

I．適時開示に関する基本方針

適時開示については、東京証券取引所の適時開示規制、社内規程等に基づき、迅速性、正確性、公平性を考慮し、社内体制の充実に努めることとする。

II．適時開示に関する社内体制対応状況

重要な会社情報は、子会社に係る情報を含めて決定事実、発生事実および決算情報のいずれの場合も管理本部総務部長のところに集約され、情報取扱責任者の下で一元管理する体制をとっております。情報取扱責任者は、適時開示情報に該当するか否かの判断および開示方法について、関連部署と協議し、適時開示情報に該当すると判断した場合は、取締役会または代表取締役の承認を得て、適切に開示を行っております。

なお、公表した情報は、すべて当社ホームページにも掲載いたします。

